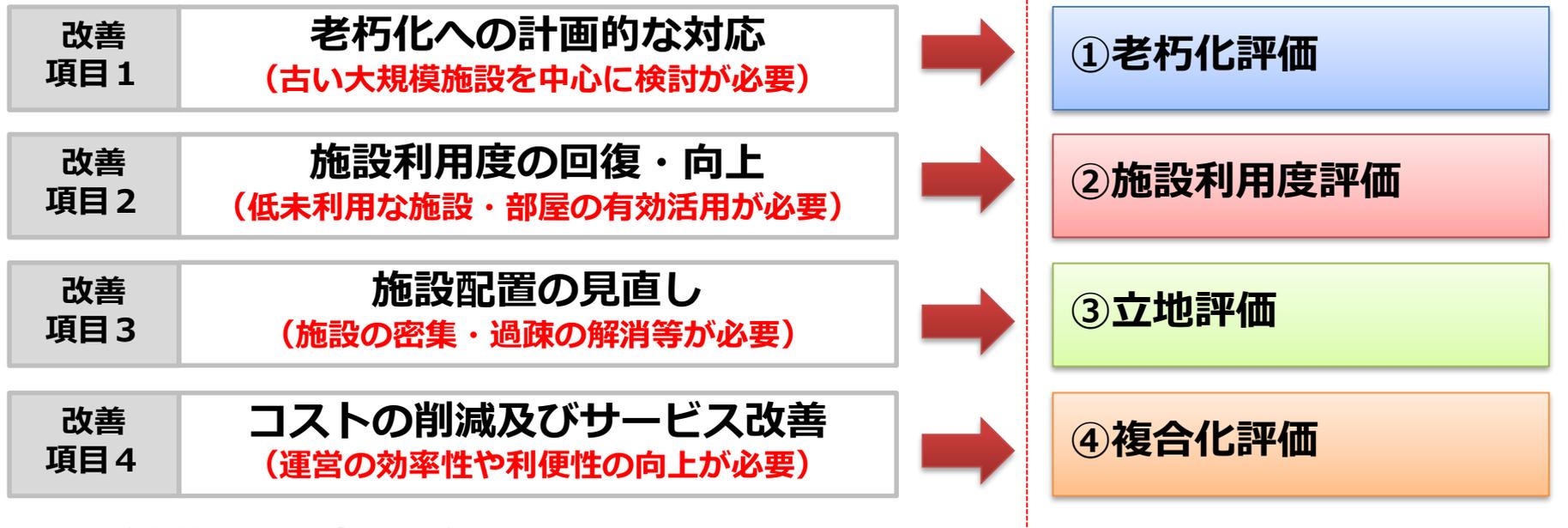


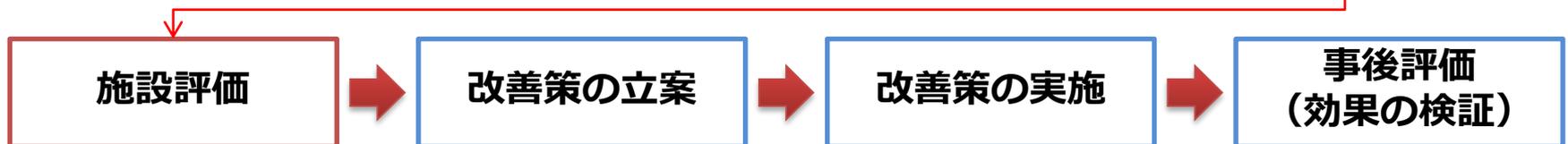
1. 施設評価の目的：

- 限られた財源を踏まえて、老朽化する施設の更新を図りつつ、市民のサービス需要に応えるためには、既存施設の『改善項目』を洗い出し、『施設の規模や機能の見直し』を図る必要があります。
- 見直しの客観性と合理性を確保するためには、原則として**全ての建築系公共施設**に対して適用が可能な評価のルールを定める必要があります。
- なお、ここでの施設評価は**ハード面（規模・配置・設備等）**に軸を置いており、ソフト面（運営サービスの多機能化等）は、原則として施設所管課の検討に委ねるものとして、評価の対象には含めていません。

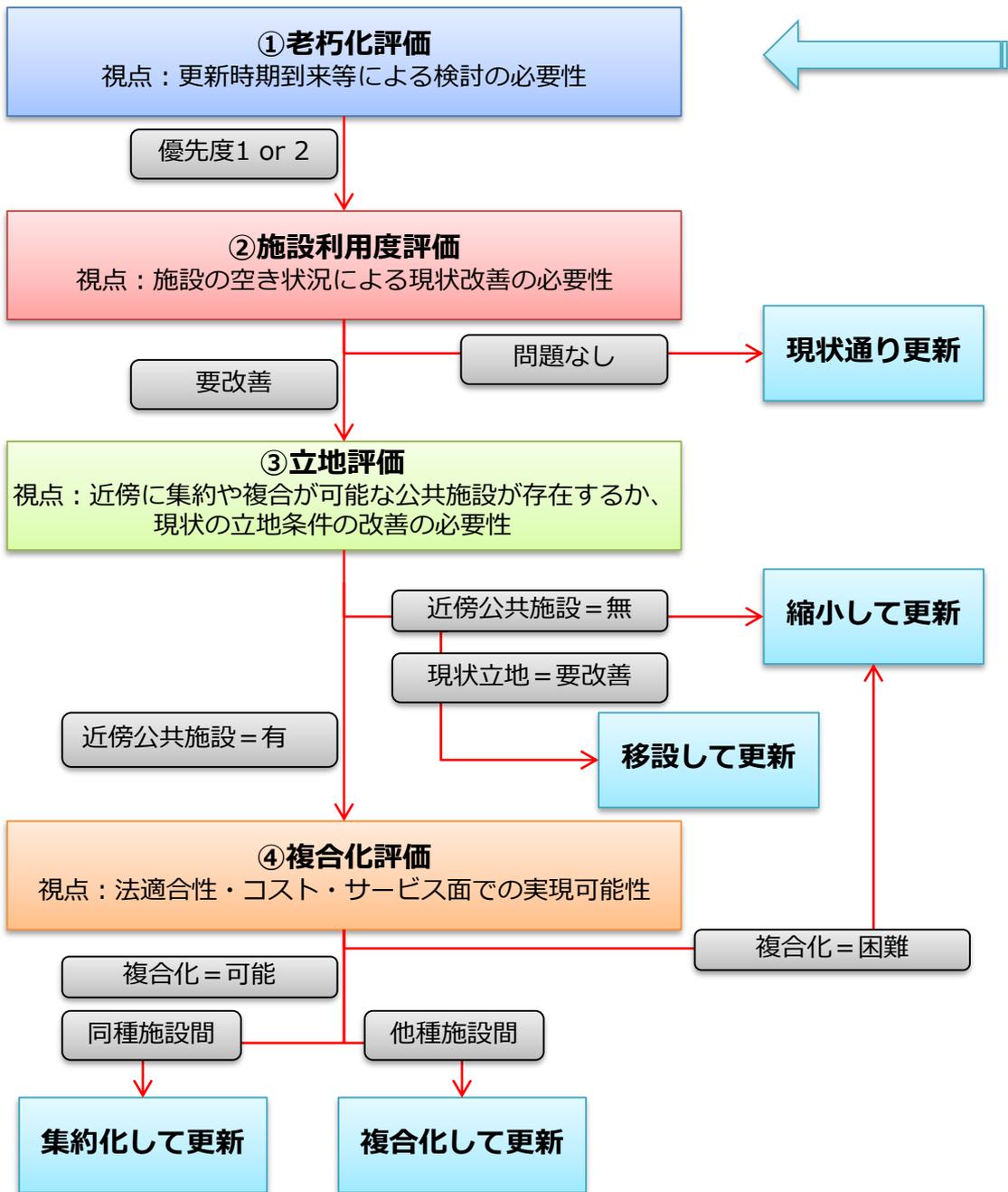
2. 施設評価の種類（①～④）



3. 施設評価の流れと位置づけ



4. 施設評価フローと評価基準概要



①老朽化評価/評価基準

更新時期	●年以内	2	1
	●年目以降	4	3
		●㎡未満	●㎡以上

延床面積

評価点	②施設利用度評価/評価基準
	更新時期以降の床面積余剰率(対全体)見通し ●㎡未満=0、●㎡~●㎡=1、●㎡以上=2
	増床の実現可能性(容積率の消化可能性) ●㎡未満=0、●㎡~●㎡=1、●㎡以上=2
	計(合計得点が"3"以上を「要改善」とする)

判定	③立地評価/評価基準
	近傍公共施設は、直線距離●m以内、利用圏域の●%が重複する場合に「有」とする。
	現状立地は、最寄バス停から●m以上かつ複数台の駐車場無しの場合に「要改善」とする。

判定	④複合化評価/評価基準
	法適合性は、建築基準法、施設関連法規による機能要求適合する場合に"○"とする。
	コスト削減効果は、複合施設としての更新・運営コストが、現状施設の合計を下回る場合に効果有として"○"とする。
	サービス改善は、現状施設に比較して「同等以上」が推定される場合に"○"とする。
	上記の3つの評価でいずれも"○"の場合に「複合可能」とする。

5. 評価内容の整理と比較

評価結果による更新区分	対象施設	実施の意義	老朽化評価	施設利用度評価	立地状況評価		複合化評価		
					近傍公共施設の有無	立地条件	法適合性	コスト削減効果	サービス面
現状通り	単体	現状通りに存続が妥当。	古い	問題無し	-	-	-	-	-
縮小	単体	利用に見合った規模縮小によりコストを削減。	古い	要改善	無	問題なし	(※2)	(※2)	(※2)
移設	単体	設置場所の見直しにより施設利用度を回復。	古い	要改善	無	要改善 (対象施設) (※1)	-	-	-
集約化	複数 (同種)	同種施設の統廃合によるコスト削減。	古い	要改善	有 (同種)	-	適合 (同種)	効果有	同等
複合化	複数 (他種)	他施設との統合によるサービス向上とコスト削減。	古い	要改善	有 (他種)	-	適合 (他種)	効果有	同等以上

(※1) 移設用地が無ければ縮小再建とします。

(※2) 複合化評価によって、複合化が困難であると判定された場合を含みます。